

教 生 学 第 170 号
令和元年(2019年)5月14日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事(生徒指導・学校安全) 齊 藤 順 二

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の送付について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課、幼児教育課及び特別支援教育課から別添写しのとおり連絡がありましたので通知します。

つきましては、虐待と疑われる事案について、学校や教育委員会等の関係者が迷いなく対応に臨めるよう、本手引きを活用願います。

なお、本手引きについては、次のとおり文部科学省のホームページに掲載されていることを申し添えます。

記

○ 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

(生徒指導・学校安全グループ)



事 務 連 絡
令和元年5月9日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課
幼児教育課
特別支援教育課

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の送付について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

政府においては、児童虐待防止のための更なる対策に取り組むべく、本年2月8日に関係閣僚会議において、『『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について』を決定するとともに、同年3月19日には、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を決定したところです。

本対策では、学校や教育委員会等向けの虐待対応マニュアルを作成し、児童相談所及び警察で共有することとされているところであり、これを受けて文部科学省では、厚生労働省及び警察庁等関係省庁の協力を得ながら「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を作成し、下記のとおり文部科学省ホームページに掲載しましたので、お知らせします。

貴職におかれては、文部科学省ホームページに掲載した手引きについて自ら活用するとともに、都道府県・指定都市教育委員会にあっては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた市町村担当部課にあっては所轄する学校に対して、活用の周知を図るようよろしくお願いいたします。

なお、本手引きについては、厚生労働省子ども家庭局及び警察庁生活安全局と協議済みであることを申し添えます。

記

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

(本件担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係

電話番号 03-5253-4111 (内3299)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

- 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成。

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
 - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 2. 通告の判断に当って
 - ・学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
 3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
- ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
 - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
 - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
 - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
 - 7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり
 - ・虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反对応として教育委員会との連携を行う。
 - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ
 - ・転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き

文部科学省
令和元年5月9日

はじめに

平成29年度の全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、13万3,778件（前年度比1.1万件増）に達し、過去最多となりました。

厚生労働省が統計を取り始めた平成2年度から27年連続で増加しているところですが、総数のうちの約1万件は学校等からの相談によるもので、学校関係者が虐待の発見・対応にあたり、重要な役割を果たしているところです。

極めて遺憾なことですが、平成28年度の虐待による死亡人数（心中以外）は49人に上っています。平成31年1月にも、千葉県野田市において小学4年生の児童が亡くなりました。両親による虐待が原因ではないかと疑われているところです。この事案では、教育委員会が児童の書いたアンケートの写しを父親に渡したことや、写しを父親に渡す際に児童相談所等の関係機関への相談をしなかった等、関係機関との連携が不足していたことなどについて、課題があったと考えられます。

このような課題を踏まえ、平成31年2月に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が決定され、これを受けて文部科学省は、内閣府、厚生労働省と連名で2通の通知を同月に発出し、児童虐待に係る情報の管理や学校・教育委員会と児童相談所、警察等との連携に関する新たなルールを次のとおり定めました。

- ① 学校等及びその設置者においては、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合には、情報元を保護者に伝えないこととともに、児童相談所等と連携しながら対応すること
- ② 保護者から、学校等及びその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予測される場合には、速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携し対応すること
- ③ 要保護児童等が休業日を除き、引き続き7日以上欠席した場合には、理由の如何にかかわらず速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること

これらの教訓を踏まえつつ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう具体的な対応方法についてまとめました。

学校・教育委員会等におかれては、実際の対応の際はもとより、研修の実施に当たっても本手引きをご活用ください。

～目 次～

【基礎編】

1. 虐待とは	1
2. 虐待が及ぼす子供への影響	2
3. 学校、教職員等の役割	3
(1) 学校・教職員の役割、責務	
(2) 関係機関の役割	
4. 教育委員会等設置者の役割	4
(1) 恒常的な取組	
(2) 事案への対応	

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ	7
(1) 発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知	
○ 虐待リスクのチェックリスト	
(2) 日頃からの観察、虐待を受けている子供の特徴と早期発見	
(3) チームとしての早期対応	
(4) 子供や保護者から聞き取りをする場合	
2. 通告の判断に当たって	20
3. 通告の仕方	21
(1) 通告先	
(2) 通告方法	
(3) 教育委員会等設置者、警察への連絡	
性的虐待について	25

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応	26
(1) 児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力	
(2) 「一時保護」時の対応	
(3) 「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応	
(4) 「施設入所」時の対応	
2. 要保護児童等への対応	30
(1) 要保護児童対策地域協議会への参画	

(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

【対応編3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

- | | |
|------------------------|----|
| 1. 虐待を受けた子供への関わり | 32 |
| 2. 保護者への対応 | 33 |
| (1) チームとしての対応 | |
| (2) 保護者からの問い合わせや要求に対して | |
| (3) 守秘義務と個人情報の取扱いについて | |
| 3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ | 35 |

～参考資料～

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知)

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知)

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」(平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知)

～用語の説明～

本手引きでは次の用語を以下の定義で用いている。

虐待・・・児童虐待防止法第2条の「児童虐待」を指し、保護者とその監護する18歳未満の子供に対して行う虐待をさす。

子供・・・18歳に満たない者(児童虐待防止法に基づく)

保護者・・・児童虐待防止法第2条にいう「保護者」であり、親権を行う者の他、未成年後見人その他の者で子供を現に監護するものをいう。
したがって、子供の母親や父親だけでなく養父母や内縁関係者も、子供を現実に監護・保護している場合は含まれる。

児童虐待防止法・・・「児童虐待の防止等に関する法律」の略称

※本手引きに記載している内容は令和元年5月9日時点のものです。

【基礎編】

1. 虐待とは

虐待は、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあり、子供に対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合、子供を死に至らしめる事例も少なくありません。保護者による虐待は、家庭内におけるしつけとは明確に異なり、懲戒権などの親権によって正当化されるものではありません¹。

このように、虐待は深刻な問題であり、学校・教育委員会等の関係者は、幼児児童生徒の安全を守る立場から虐待の態様や影響について理解しておくことが必要です。虐待の種類は概ね次の4タイプに分類されますが、多くの事例においては、いくつかのタイプの虐待が複合していることに注意しなければなりません。

【虐待の種類】²

身体的虐待	幼児児童生徒の身体に外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。外側からは簡単に見えないような場所に外傷があることも多くあります。
性的虐待	直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為などより広い行為が含まれます。子供をポルノグラフィーの被写体にするなども含まれます。
ネグレクト	心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待や性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること。例えば、重大な病気になっても病院に連れて行かない、下着など長期間ひどく不潔なままにする、子供を遺棄したり、置き去りにするといった行為を指します。
心理的虐待	子供の心に長く傷として残るような経験や傷を負わせる言動を行うこと。子供の存在を否定するような言動が代表的ですが、兄弟姉妹との間に不当なまでの差別的な待遇をする場合もあります。また、配偶者に対する暴力や暴言、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）や、その他の家族に対する暴力や暴言を子供が目撃することは、当該子供への心理的虐待に当たります。

¹ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より。児童虐待防止法第14条第2項も参照

² 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

ネグレクトの一種として子供を学校に通学（園）させない、いわゆる教育ネグレクトという形態もあり、そのような場合は子供の教育を受ける権利を侵害するだけでなく教育上の著しい悪影響を及ぼすものと考えられます。

いずれにせよ、虐待は家族の構造的な問題を背景として起きており、児童相談所などでは家族の歴史や家族間の関係、経済的背景などを含めて総合的な見立てを行っています。学校・教職員においても、保護者の成育歴、就労や家計の状態、居住状況、ストレスの状態、心身の問題、子供の障害や疾病等の育児負担の問題、望んだ妊娠であったのかどうかという問題など、多様な要因によって虐待が起きるということを理解しておくことが大事です³。

2. 虐待が及ぼす子供への影響

虐待は1. のとおり、いくつかのタイプに分けられ、それぞれのタイプによって心身への影響には異なる面がありますが、いずれにおいても子供の心身に深刻な影響をもたらすものです。

虐待の影響は、虐待を受けていた期間、その態様、子供の年齢や性格等により様々ですが、身体的影響、知的発達面への影響、心理的影響について、いくつかの共通した特徴が見られます⁴。

①身体的影響	②知的発達面への影響	③心理的影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全を呈することもあります。	安心できない環境で生活することや、学校への登校もままならない場合があります。そのために、もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり、自己肯定感が持てない状態となったり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が表れたりすることがあります。

³ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

⁴ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

3. 学校、教職員等の役割

(1) 学校・教職員の役割、責務

学校、教職員においては、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等への**通告や情報提供を速やかに行うことが求められます。**

児童虐待防止法によって学校や教職員に求められる主な役割は、以下の①～④の4点ですが、虐待の有無を調査・確認したりその解決に向けた対応方針の検討を行ったり、保護者に指導・相談・支援したりするのは権限と専門性を有する児童相談所や市町村（虐待対応担当課）です。このことから、学校・教職員としては、(2)に挙げた関係機関の役割や専門性を念頭に置きつつ、学校としての役割を果たすようにしてください。個別の事案にどのように対応すべきかについては、対応編2～3で確認してください。

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第3項】

このほか、児童虐待防止法第13条の4により、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）から虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができるとされています。

さらに、学校等及びその設置者においては、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）にあるように、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、**情報元を保護者に伝えないこと**とともに、児童相談所等と連携しながら対応する必要があります。また、学校が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、即座に設置者に連絡すると同時に、設置者と連携して速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討すること等が重要です。

(2) 関係機関の役割

学校においては、関係機関と次のような役割分担のもとで、それぞれの責務を最大限果たしながら、有機的に対応することを念頭に自分の役割を果たしていくことが重要です。

<p>児童相談所</p> <p>児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。主に都道府県が運営・管理。</p>	<p>市町村（虐待対応担当課）</p> <p>児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。</p>
<p>警察</p> <p>110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。</p>	

4. 教育委員会等設置者の役割

(1) 恒常的な取組

教育委員会等設置者は学校と同様に自ら虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待対応に当たって、以下のような役割を果たしていくことが求められます⁵。

関係機関との連携の強化等のための体制整備

虐待の予防及び早期発見並びに迅速かつ適切な虐待を受けた子供の保護及び自立の支援等を行うため、関係機関との連携の強化等のために必要な体制の整備に努めること。

⁵ 「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（平成18年6月5日 初等中等教育局児童生徒課長通知）参照

また、学校及び教育委員会等設置者は、要保護児童対策地域協議会（要対協）に参加するとともに、特に教育委員会等設置者は、教職員等に対して、学校及び教職員等に期待されている役割や関係機関等の役割の周知に努めるほか、スクールソーシャルワーカーを活用するなどにより、日頃から関係機関等との連携を推進すること。

さらに、虐待問題に関わる法律問題について弁護士等の専門家にいつでも相談できるよう、体制を整えておくこと。

研修の充実

学校の教職員が、虐待の早期発見・早期対応等虐待の防止に寄与するとともに虐待を受けた幼児児童生徒の自立の支援等について適切に対応できるようにするため、研修等必要な措置を講ずること。特に、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修の受講を勧奨すること。なお、研修は私立学校の教職員等も対象に実施することが望ましいこと。

また、児童相談所の職員を講師に招いた研修の実施や、校長等管理職に対する実践的な研修の充実を図ること。

○子どもの虹情報研修センター主催『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』⁶

○都道府県主催『虐待対応関係機関専門性強化事業』⁷

○独立行政法人教職員支援機構『健康教育指導者養成研修』⁸

『教育相談指導者養成研修』⁹

相談体制の充実、広報・啓発活動

虐待問題も含めて、子供が悩みや不安をいつでも容易に相談できるよう、電話やSNS等による相談体制を充実するとともに、その連絡先について周知すること。

また、虐待の防止に資するため、幼児児童生徒の人権、虐待が幼児児童生徒に及ぼす影響及び虐待に係る通告義務等について、必要な広報その他の啓発活動に努めること。その際、例えば、次のようなリーフレット等の活用が望まれること。

○24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

⁶ 学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修。

⁷ 地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子供の保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

⁸ 令和2年度以降は内容に変更があり得る。

⁹ 令和2年度以降は内容に変更があり得る。

○厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189 (いちはやく)」
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html

○厚生労働省「子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～」
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○法務省「子どもの人権SOSミニレター」
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

虐待予防等に関する調査研究、検証

虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた幼児児童生徒のケア、並びに学校の教職員等が児童虐待の防止に果たすべき役割等についての調査研究及び検証を行うこと。

虐待を受けた幼児児童生徒に対する必要な措置

虐待を受けた幼児児童生徒が、その年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じること。

(2) 事案への対応

これら日常的な対応のほか、対応編1の3.(3)で記載のとおり、学校から児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に対して虐待と疑われる事案の通告があった場合、当該事案のその後の経過について学校と共有しておくことが重要です。

保護者から教育委員会等設置者に問い合わせや相談をしてくることもありますし、学校だけで対応できない事案については児童相談所や市町村(虐待対応担当課)と教育委員会等設置者が連携して対応する必要があるからです。

また、要保護児童対策地域協議会への参画や学校からの虐待に関するあらゆる相談に対応することも重要な役割です。その際、市町村の虐待対応担当課との連携は欠かせません。

さらに、学校だけでなく教育委員会等設置者においても、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること、虐待対応に当たって学校や教育委員会が保護者から威圧的な要求や暴力の行使等を受ける可能性がある場合は、速やかに児童相談所、警察等の関係機関、弁護士等の専門家と情報共有し、対応を検討することが重要です¹⁰。

¹⁰ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知)より

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ

事案によって異なりますが、学校・教職員が虐待を発見し、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告するまでは、概ね図1のような流れとなります。

（1）発生予防、相談体制の充実、相談窓口の周知

学校・教育委員会等設置者は、日頃からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実に努めるとともに、虐待やいじめなどのあらゆる子供の悩みや不安を受け止める窓口があることを幼児児童生徒に日常的に伝えておくことが大切です。子供や保護者が早い段階からSOSを出すことができれば、未然防止、早期発見、早期対応につながるからです。

例えば、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割を伝えておくほか、子供が相談しやすくなるよう、24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）を含む電話相談やSNSによる相談、児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）など、複数の窓口・連絡先を常に教室や廊下等に掲示しておくことなどが考えられます。

保護者に対しては、保護者が集まるような場において、次のようなリーフレットを配布するほか、学校便り等を通じて子育てに関する地域の相談窓口を紹介しておくことも考えられます。

○24時間子供SOSダイヤル（0120-0-78310）

<http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

○厚生労働省「未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000183180_00002.html

○厚生労働省「子どもを健やかに育むために ～愛の鞭ゼロ作戦～」

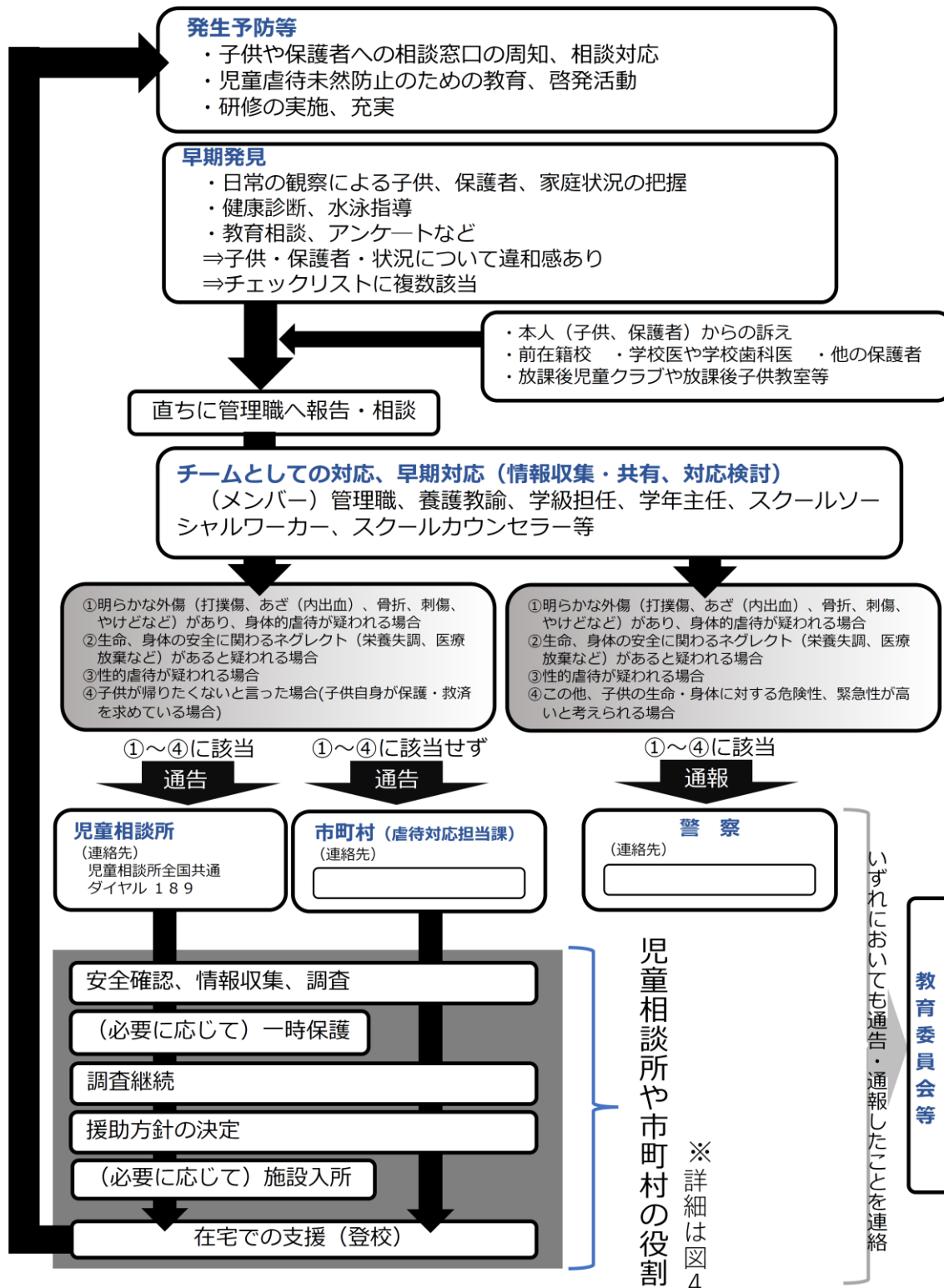
<http://sukoyaka21.jp/ainomuchizero>

○法務省「子どもの人権SOSミニレター」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html

また、校長等管理職は、自ら研修等の機会を捉えて虐待に関する具体的な事例を踏まえた対応を想定しておくとともに、実践的な校内研修を実施することが重要です。

学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



○虐待リスクのチェックリスト

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

○このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。
		過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。
		大人の顔を伺ったり、接触をさげよごしたりする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気力がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱者に対して暴力をふるったりする。
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任教諭、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。
		不自然に子どもが保護者と密着している。
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。
		繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。
		保護者といくとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
	季節にそぐわない服装をしている。	
	衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。	
食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。	
	極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相当な要求がある。
		発達にそぐわない厳しいつけや行動制限をしている。
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
		きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態 (健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない)
		アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
	被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。
		理由のわからない頻繁な転居がある。
サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】		

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例		
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)		
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。		
			過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。		
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に気力がなくなる。		
			落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。		
	攻撃性が強い		大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。		
			友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。		
	孤立		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。		
		気になる行動		不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
			反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
			保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。 からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。
	身なりや衛生状態		季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。		
		食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。	
	登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。		
	保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
きょうだいの差別				きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
			心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
気になる行動			些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。		
		学校等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
家族・家庭の状況		家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。	
		住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況			近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
【その他 気になること、心配なこと】					

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
	若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

（２）日頃からの観察、虐待を受けている子供の特徴と早期発見

そもそも、養護教諭をはじめとする教職員は、幼児児童生徒の健康状態を日常的に観察するとともに、心身の状況を把握することにより、健康上の問題があるときは幼児児童生徒に必要な指導を行うこととされています。また、必要に応じて保護者に助言をすることとされています（学校保健安全法第9条）。

このようなことから、**学校・教職員は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で虐待の早期発見に努めなければなりません**（児童虐待防止法第5条）。虐待を早期に発見する観点として、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、表1のような子供や保護者、状況をめぐる「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないことが重要です。また、アンケートなどの訴えからの発見や、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）や放課後子供教室等の学校外からの虐待の情報提供もあることから、日常的に情報を漏らさずに得られるように注意することが必要です。

なお、不登校や非行、いじめ、自殺等の問題は、いわば表に表れた現象面での問題ですが、これらの背景として、虐待が要因となっている可能性もあることに留意してください。また、児童虐待防止法では**ドメスティック・バイオレンス（DV）により子供に心理的な外傷を与えることも虐待のひとつとして定義しており¹¹**、子供がDVを目撃しているか否かにかかわらず、DVの問題がある家庭で子供が育つことは心理的虐待として対応するとともに、**DVに伴って、子供自身が直接暴力などの虐待を受けている場合もあることに留意する必要があります¹²**。

このほか、学校においては、毎年度、幼児児童生徒の健康診断を行い、その結果に基づき治療を指示するなどの適切な措置をとらなければなりません（学校保健安全法第13、14条）。この**健康診断**においては、身体測定、内科検診や歯科検診を始めとする各種の検査等が行われることから、これら検査や**水泳指導**の際は身体的虐待やネグレクトを早期に発見しやすい機会であることに留意し、支援が必要と思われる子供を把握した場合は市町村（虐待対応担当課）への情報提供が必要です¹³（P9～P12「虐待リスクのチェックリスト」を活用して下さい）。

また、幼稚園では幼児の送り迎えをする保護者と接したり、**幼児の着替えを手伝う等の場面**があるので、そうした機会に虐待の兆候を発見できることもあるでしょう。

図2のように、事故による外傷と異なり、外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺

¹¹ 児童虐待防止法第2条第4号

¹² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

¹³ 「児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」（平成22年3月24日文科科学大臣政務官通知）

傷、やけどなど様々)が臀部やふともも内側など脂肪組織が豊富で柔らかいところ、首やわきの下などの引っ込んでいるところ、外からわかりにくいところにある場合は、虐待が疑われます¹⁴。

虐待による外傷の具体的事例については、公益社団法人日本小児保健協会作成の「子どもに関わる多職種のための子ども虐待初期対応ガイド～子ども虐待を見逃さないために～」も参考にしてください。

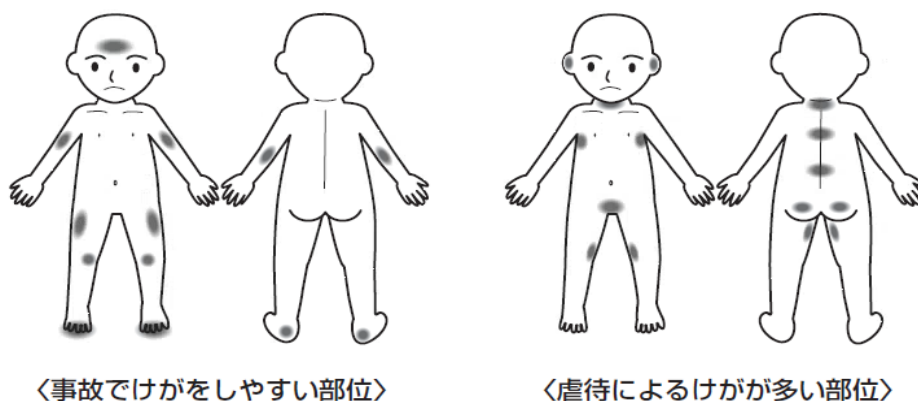


図2 身体的虐待と不慮の事故による外傷部位の相違

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談や、定期的に行われるアンケートなどで、子供から何らかの訴えがある場合もあります。これらの日常的な観察や健康診断、家庭訪問などを通じて虐待の兆候等を把握する上で、「虐待リスクのチェックリスト」¹⁵ (P9～P12) 等を活用するほか、学校医や学校歯科医と連携することが有効です。

そして、虐待を早期発見し、早期対応していくためにも、学校関係者は基礎編4.で示したような研修の機会を活用していくことが大事です。

～スクリーニング会議を通じた早期発見・早期対応～

大阪府能勢町の一部、兵庫県尼崎市の一部の学校では、学校ごとに全ての児童生徒について、遅刻が増えているなどの異変をもとに「とても気になる＝2点」「気になる＝1点」などで数値化し、学年ごとなど複数の教職員で共有し、漏れのないようにスクリーニング会議を実践しています（この流れや方法を大学と協働）。さらに協議が必要な児童生徒について、教頭、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、担任などの複数の教職員による校内会議を開催し、支援の方向性などを決める取組を行っています。

¹⁴ 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）より

¹⁵ 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の決定について」（平成30年7月27日 初等中等教育局長等通知）参照。なお、このチェックリストには外傷に関する項目がないが、外傷のある場合は虐待の可能性が高い事案として取り扱うこと。

表 1¹⁶

<p>子供についての 異変・違和感</p>	<p>表情が乏しい 触られること・近づかれることをひどく嫌がる 乱暴な言葉遣い 極端に無口 大人への反抗的な態度 顔色を窺う態度 落ち着かない態度 教室からの立ち歩き 家に帰りたがらない 性的に逸脱した言動 集中困難な様子 持続的な疲労感・無気力 異常な食行動、衣服が汚れている 過度なスキンシップを求める など</p>
<p>保護者についての 異変・違和感</p>	<p>感情や態度が変化しやすい イライラしている 余裕がないように見える 表情が硬い 話しかけても乗ってこない 子供への近づき方・距離感が不自然 人前で子供を厳しく叱る・叩く 連絡が取りにくい 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い 行事に参加しない 家の様子が見えない など</p>
<p>状況についての 異変・違和感</p>	<p>説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ 体育や身体計測のときによく欠席する 低身長や低体重、体重減少 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる 子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など</p>

¹⁶ 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

(3) チームとしての早期対応

個々の教員だけで虐待に関する問題に対処することは極めて困難です。このため、教職員は虐待と疑われる事案を発見・見聞きした場合は一人で抱え込まず、直ちに校長等管理職に相談・報告し、組織的な対応につなげていくことが重要です（図3参照）。

一方の校長等管理職は、教職員から虐待を疑う情報が寄せられた場合は積極的にそれを受け止めるとともに、専門的な判断や対応が必要な場合があることから、疑わしい場合には通告の義務があることを十分に認識し、以下の点に留意しながらその後の対応を進めてください。

①チームとしての対応

通告先としての児童相談所、市町村（虐待対応担当課）のほか、当事者たる保護者に対応することなどがあり、管理職が前面に立った組織的対応、関係教職員によるチームとしての対応とすることが大事です。

また、虐待事案は、**警察、医療機関**など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや、専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く、また、長期化するものも少なくありません。学校がそれらの専門機関と継続的に連携して対応するには、初期段階から管理職のリーダーシップのもと、組織として対応することが重要です。

管理職は個々の教員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら、速やかに学年主任や養護教諭、**スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー**など可能な範囲で関係職員を集め、それぞれがもつ情報を収集し、事実関係を整理することが重要です。

この場合、必要に応じて**学校医や学校歯科医**に助言や協力を求めることも有用です。

②早期対応

「疑い」の段階からの早期対応が重要です。特に、①**明らかな外傷**（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）があり、身体的虐待が疑われる場合、②**生命、身体の安全に関わるネグレクト**（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合、③**性的虐待**が疑われる場合、④**本人が帰りたくないと言った場合**（子供自身が保護・救済を求めている場合）はすぐに一時保護する必要性が高いと考えられ、児童相談所等に速やかに通告します。児童相談所等は重大事案については通告から数時間で一時保護に係る一連の手続きをとりたいと考えており、幼児児童生徒が在校・在園している時間帯での対応が重要となるからです。

児童相談所等とは違い、学校による情報収集にはもとより限界があります。虐待の確証を探し切ることまでは、学校には求められておりません。校内で協議と情報収集を重

ね続けることで時間ばかりが経過してしまうなどにより事態が悪化することを避けるため、迷いや疑義がある場合は市町村（虐待対応担当課）に通告・相談するなど早期対応を心がけましょう。特に、重大な事案について、児童相談所・市町村（虐待対応担当課）は迅速な対応を求めている点に留意してください。

③具体的記録

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、養護教諭などが確認し、スケッチやメモで傷の状況を詳細に記録してください。また、虐待と疑われる事実関係は、時系列順に本人の発言内容も含めて**具体的に記録**してください。その際、事実と推測を混同せずに記載することが重要です。記録に当たっては様式1も活用ください。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令¹⁷に基づき適切に取り扱われることとなります。当該記録について、**保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求**をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずるおそれ、あるいは、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らして検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示決定とすることを検討する必要があります。

（４）子供や保護者から聞き取りをする場合

虐待が疑われる場合は、通告前から通告後、その後の対応も含めてチームでの対応が基本となりますが、通告するかどうかの判断、通告をする前に子供や保護者から一定の聞き取りを行うか、どのように行うかなどについても関係職員で協議することが望ましいです。

外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）がある場合、担任や養護教諭などによって子供から聞き取りを行うことも考えられます。その際は誘導にならないよう、「どんなふうに、けがをしたの？」などと、**オープンクエスチョン¹⁸形式**で尋ねることが適切です。また、幼児の話を書くときなど、子供の言語能力への配慮が必要な場合は絵を描きながら話を進めるなどの配慮も有効でしょう。

ただし、子供は自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなにつらくても自分から保護者を

¹⁷ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

¹⁸ 「はい」「いいえ」などで答えられない、回答者が自由に考えて答えられる質問。

悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安をもっていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどがあり、幼児児童生徒の言葉だけで判断しないよう留意する必要があります。

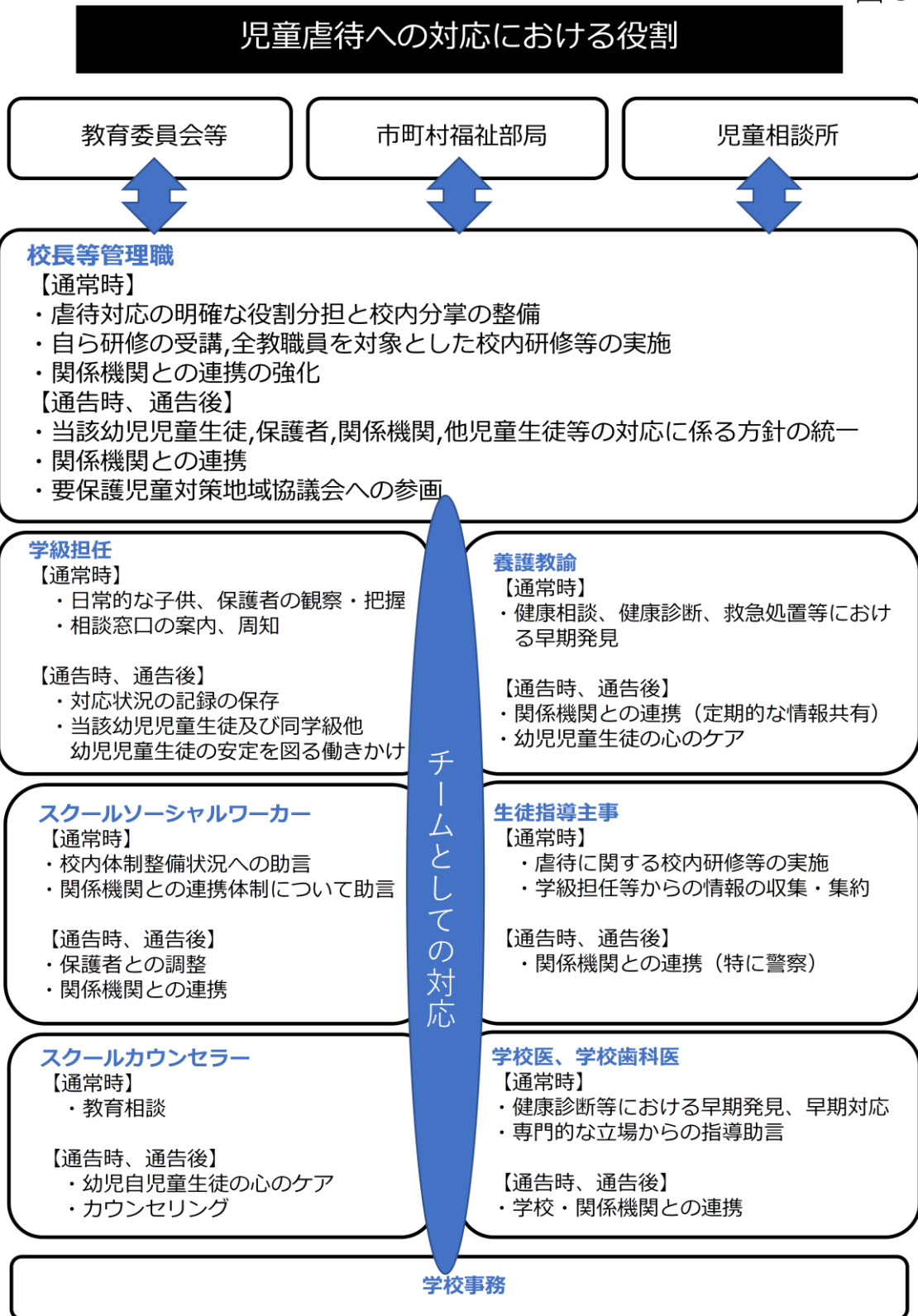
また、障害のある子供については、障害の特性から、自分のされていることが虐待と認識できなかったり、諦めたりしてしまっている場合があるため、周囲がより積極的に介入する必要があります。

なお、聞き出した発言そのものやその際の表情・態度をそのまま記録しておく、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。

ただし、虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応したほうが望ましく、**学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよい**と考えられます。

また、幼児児童生徒の負った外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど様々）の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「**お子さんは〇〇〇と言っていました**」、と保護者に伝えることは避けてください。そして、虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けてください。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、子供にさらなる危害が加えられる恐れもあるからです。外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子供の説明と異なるなどの場合は虐待が疑われるため通告することが必要です¹⁹。

¹⁹ 文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）より



2. 通告の判断に当たって

児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる子供を発見した者は、速やかに、市町村や児童相談所等に通告しなければならないとしています。教育委員会関係者や教職員に限らず、誰であっても虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は通告する義務があります。虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも、一般の人の目から見れば主観的に虐待が疑われる場合は通告義務が生じます。

学校が通告を判断するに当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

虐待の多くは、教職員や保育士によって子供の外傷や雰囲気、様子から発見されます。しかし、保護者は「子供が悪いことをしたので叱った」あるいは「しつけど」など言い張ったり、また、教職員等も虐待する現場を直接見ることはないため、伝聞・推測情報が中心になります。そのため、現場では「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じることが多いと言われます。

特に、学校・教職員は、家庭との協調によって子供の問題に対応するという考えを強く持っています。このことで、「あの保護者がそんなひどいことをするはずがない」と思い込んだり、保護者との関係悪化等を懸念し過ぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべきです。

したがって、虐待の有無を判断するのは児童相談所等であることを踏まえ、学校は虐待の確証がないことや保護者との関係悪化等を懸念して通告をためらってはならず、早期対応の観点から市町村(虐待対応担当課)や児童相談所に通告することが重要です²⁰。

なお、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告であれば、それが結果として誤りであったとしても、刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されません²¹。

また、同法第6条第3項の規定により、法令上の守秘義務違反に問われることもありません。さらに、通告を受けた市町村(虐待対応担当課)や児童相談所は、通告者に関する情報について保護者を含めて対外的に明かすことはありません(児童虐待防止法第7条)。

²⁰ 「児童虐待に係る速やかな通告の一層の推進について」(平成24年3月29日 文部科学副大臣通知)
参照

²¹ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」(平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知) 参照

学校として、通告せずに当分の間、幼児児童生徒や保護者の様子を見ていくこととした場合でも、その後、どのように子供の様子を見るか、教職員間の役割や見通しなどをチームで共有しておくことが重要です。

3. 通告の仕方

(1) 通告先

学校として通告すべきと判断した場合、通告は概ね、市町村（虐待対応担当課）または児童相談所のいずれかに対して行います。

通告の判断に迷った場合や緊急でない場合は、市町村（虐待対応担当課）に連絡することになりますが、①～④に該当するような重篤と思われる場合は児童相談所に通告しましょう。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

上記①～④以外の場合は、市町村（虐待対応担当課）に通告しましょう。どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。

なお、過去に市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が関わったことのある継続的なケースは、ほとんどが要保護児童対策地域協議会に台帳登録されており、その台帳に記されている主担当の機関に連絡することとなります。

(2) 通告方法

通告する際、まずは口頭（電話）で構いませんので、以下のような情報を伝えるようにしてください。正確に伝えたいときは様式1にあるような文書を用いて通告することもよいでしょう。また、学校として通告先（対応者含む）や伝達した内容、通告先から言われたことなどを記録しておくこと、その後の児童相談所等による安全確認等の際、円滑に協力することができます。

- ・ 子供・保護者の氏名、年齢等
- ・ 家庭の状況（家族関係、兄弟姉妹や同居する家族についての情報）
- ・ 外傷や症状（誰から、いつから、頻度、どのような）、外傷・症状に関する本人の説明（あれば）
- ・ 出席状況（欠席の頻度やその長さ、遅刻・早退の状況など）
- ・ 日常的な学校での様子（友人関係、休み時間の様子、身だしなみ、提出物・忘れ物の状況、その他不自然な点など）

（３）教育委員会等設置者、警察への連絡

①教育委員会等設置者への連絡

必ず通告後速やかに設置者である教育委員会等設置者にも通告したことや通告内容、通告先からの連絡事項等を連絡しましょう。その際、様式1（P24）の写しを活用することも考えられます。

対応に当たって、児童相談所は基本的に学校と直接連絡をとるため、それら関係機関とのその後のやり取りについても教育委員会等設置者に報告しておくことが重要です。保護者が学校だけでなく教育委員会等設置者にも問い合わせや相談をしていくこともあるからです。

一方、通告後に状況等から保護者が「学校が児童相談所に言いつけた」と言ってくることもあり、そのような際は、通告したことなどを保護者に伝えず、毅然と対応することが重要です。しかしながら、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、教育委員会等設置者や警察等に連絡しておくといでしょう。

②警察への通報

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告するほか、以下の①～④の場合については警察にも通報するようにしてください。

【警察に通報する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

警察への通報に際しては、事案の概要のほか、子供の生命・身体の安全に対する危険性、緊急性の状況、児童相談所等への通告の有無及び対応状況を明確に伝えるようにしてください。その際も様式1（P24）を活用ください。また、通報後の警察活動に協力するようにしてください。

なお、迅速な組織的対応を図るため、学校・教育委員会と警察との間における虐待に関する担当窓口や連絡等の在り方について事前に確認しておいてください。

虐待と思われる事案の記録

立 学校

記録日	令和 年 月 日		
子供	ふりがな		
	氏名		
	生年月日	平成 年 月 日 歳 男・女	
	住所		
	就学状況 (出席状況) 良好 ・ 欠席がち ・ 不登校状態 具体的に→	立 学校 年 組	
	学校での様子		
保護者	ふりがな	ふりがな	
	氏名	氏名	
	職業	職業	
	続柄	続柄	
	年齢	年齢	
	電話	電話	
	住所		
	虐待と思われる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰から、いつから、頻度、どのような ・ 外傷等の状況 ※必要に応じて外傷についてのスケッチを記載 ・ 本人の説明 	
家庭の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ きょうだいの状況 (学校、学年組、年齢 等) ・ 同居家族の状況 		
通告先 (児童相談所か市町村)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告日、通告先、担当者 ・ 指示助言内容など 		
その他の通報先 (警察、教育委員会等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報日、通報先、担当者 ・ 指導助言内容など 		

※幼稚園は本様式を適宜修正してお使いください。

※必要に応じて自由様式で情報を追記するなどして適宜活用してください。

※本様式をもって児童相談所や市町村への通告、教育委員会や警察への連絡に活用することも考えられます。

性的虐待について

基礎編1. で示した4つの虐待の種類のうち、性的虐待は、他の虐待と比べてより問題が複雑であり、事実確認が難しく専門的な対応が必要ですが、養護教諭をはじめとする教職員にあっては、予め以下のような性的虐待の特徴を踏まえるとともに、対応の特殊性について理解を深めておくことが大切です。

1. 性的虐待の特徴

①発見が難しい

性的虐待は他の虐待と比べて外見的な証拠が見つかることが少ない上、子供自身もその事実を否認することが多く、発見が非常に難しいです。性的虐待が実際に見つかるケースとしては、幼児や小学校低学年では、子供の性に関わりのある言動によって発見されることが多く、中学生・高校生では、子供が信頼できる人に告白（相談）することによって発見されることが多いです。

②対応が難しい

性的虐待は、早期の事例では3歳頃から認められますが、思春期年齢で発見されることが多く、年齢が高くなるほど、精神症状や問題行動が多発するため対応が困難になることが多いです。

2. 性的虐待の心身の健康への影響

性的虐待は、子供に心的外傷後ストレス障害（PTSD）を引き起こすことも多く、心身の健康に与える影響は深刻です。症状が重篤になる要因としては、加害者と被害者との関係性（親密さ）、子供を守る保護者がいない、虐待期間が長期に及ぶことが多いなどが挙げられます。

3. 性的虐待への対応

性的虐待が疑われる場合や周囲から何らかの情報がもたらされた場合は、直ちに校長等管理職と共有し、学校として積極的な情報の収集や確認を行うより前に、早急に児童相談所に通告することが重要です。また、児童相談所に対して幼児児童生徒への対応の留意点等を確認するとよいでしょう。

文部科学省「養護教諭のための児童虐待対応の手引」（平成19年10月）を基に作成

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応

通告を受けた後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）は安全確認や調査を行い、継続して経過を見る必要があるケースについては、児童相談所等が保護者への援助方針を立て、それに基づき、電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。その過程の中で、幼児児童生徒が在宅のままではソーシャルワークを安全・確実に進めることができない場合は、児童相談所が「一時保護」「施設入所」などの措置を執ります。

これら通告後の流れは概ね図4のようになりますが、一連の流れの中で児童相談所や市町村（虐待対応担当課）等から学校への個別の協力要請がくることもあります。それぞれの段階での学校の留意事項は以下のとおりです。

（1）児童相談所等の「安全確認」や「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子供の安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子供の安全確認については、児童相談所は**通告から48時間以内**に行わなければなりません。特に、重大な事案で速やかに子供の保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとりたいと考えています。

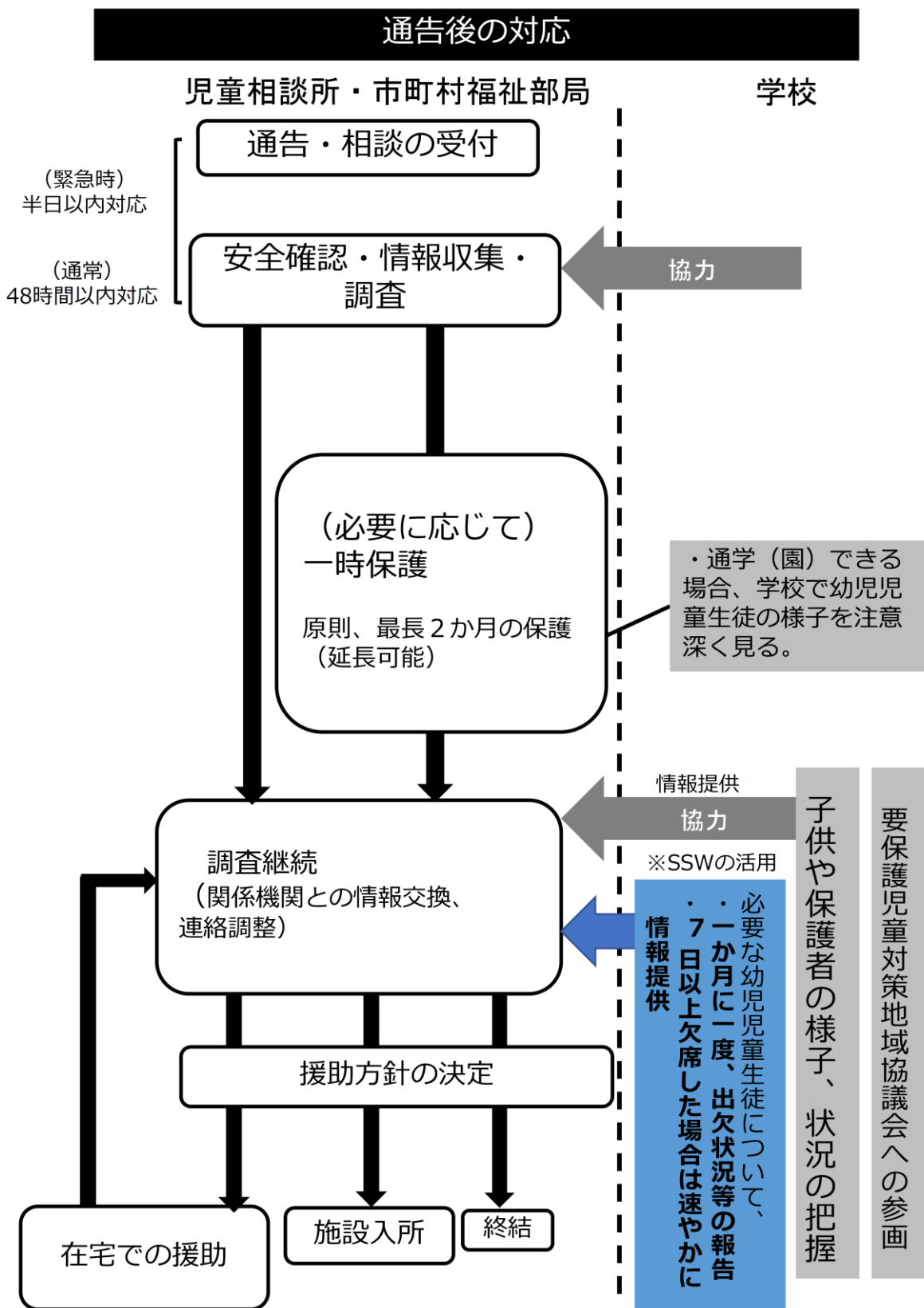
児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。

（2）「一時保護」時の対応

安全確認の結果、児童相談所が子供の安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子供の安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、当該幼児児童生徒は児童相談所の一時保護所などに一時的に保護されます。子供の安全確保のため、児童相談所の職権により保護者の意思に反して行われることもあります。

保護の期間は原則として**2か月以内**ですが、延長されることもあります。

図 4



①学校に通学・通園できない場合

一時保護期間の子供の安全を確保するため、幼児児童生徒を学校に通学・通園させずに児童相談所の一時保護所等で保護することがあります。これらの一時保護所等において、退職教員等の学習指導協力員の配置や、一定の学習時間の確保等が行われていることありますが、このような体制が十分にとられていない場合には、保護期間中の幼児児童生徒の学習機会の充実のため、児童相談所や一時保護所等と教育委員会・学校とが連携して必要な対応を行うことが求められます。

一時保護所等での相談・指導を受けながら学習する児童生徒について、一定の要件を満たす場合に当該施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができます²²。

②一時保護所から通学・通園する場合

保護者が子供を連れ戻す恐れがないなど、一定の安全が確保される場合は、一時保護所から幼児児童生徒が従来の学校に通学・通園することもあります。一時保護されている間、子供たちは今後どのような状況に置かれるのか不安になったり、心細くなっていることが多いので、適切に声掛け等を行う必要があります。幼児児童生徒の様子で気になることがあれば、児童相談所に相談してください。

(3)「一時保護」解除後の対応、「在宅での支援」時の対応

①一時保護解除後の対応

一時保護が解除され、通学(園)できていなかった幼児児童生徒が学校に復帰する際、学校は児童相談所から保護期間中の子供の状況を十分に聞き、校内チームで情報を共有して共通理解を深めた上で、見通しをもった支援を行うことや、普段の様子を丁寧に観察する必要があります²³。

また、安心して学校環境に戻れるよう、クラスメートに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。そして、一時保護解除後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村(虐待対応担当課)に相談するようにしてください。

²² 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(平成27年7月31日初等中等教育局長通知)参照。なお、同通知において一時保護が行われている児童生徒が心身の状態から学習が困難であったり、学校に出席できなかつたりすることがあるため、状況に応じて「非常変災等児童(生徒)又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」に含める扱いとすることが適当と示している。

²³ 公益財団法人日本学校保健会『子供たちを児童虐待から守るために』より

②「在宅での支援」時の対応

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）による安全確認や援助方針の協議の結果、虐待の程度が比較的軽微な場合、児童相談所による一時保護がなされず、「在宅での支援」が執られることがあります。児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に通告があったケースのほとんどがこの「在宅での支援」に当たると言われています。また、児童相談所による一時保護や施設入所の解除後も同様に「在宅での支援」が執られます。

この「在宅での支援」を受けている間も、**学校は当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。**

一方、保護者が、児童相談所からの要請にもかかわらず、児童相談所への来所を怠ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合があります。このような情報が学校にもたらされた場合、子供にとっての危機のサインと捉え、学校、教育委員会、児童相談所の間で子供から直接SOSを出せるような方法を確認しておくことが重要です。高校生に対しては、関係機関の連絡先を直接伝えておくことも有効です。

③出欠状況の把握、共有

平成31年3月に通知した「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」においては、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったとしています。**幼児児童生徒が長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその際の幼児児童生徒の様子等を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応することが重要**です²⁴。

家族関係の変化は予想以上に早く、いつのまにか虐待が深刻化していたりすることも珍しくないことから、学校でも子供や保護者について、対応編1の1.（2）に挙げたような異変がないか、チームで多面的に見守りつつ、要保護児童対策地域協議会に参画するなど学校として必要な支援・対応を行っていくこととなります。

（4）「施設入所」時の対応

児童相談所が施設入所や里親家庭へ委託する措置を決めた場合、学校は当該施設や里親と連携するほか、施設等に近い学校への転校手続も必要となります。転校する場合は対応編3の3.に基づいて、学校間で必要な情報共有を行ってください。

基本的に保護者の同意を得て、児童養護施設等に入所または里親家庭に委託することになりますが、保護者の意に反して施設入所・里親委託になることもあります。そのよ

²⁴ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）

うな場合の幼児児童生徒や保護者への対応の方法については、児童相談所とよく相談してください。

また、里親家庭に委託される場合には、通称名として里親家庭の姓を名乗るのか実名とするのかなど、施設入所の場合とは異なる留意点や、通学（園）を継続するに当たって配慮を要する事柄があります。児童相談所や委託を受けた里親とよく相談してください。なお、家庭養育を優先する取組が進められており、今後は各地で里親家庭に委託される子供が増えていくと考えられます。

2. 要保護児童等への対応

(1) 要保護児童対策地域協議会への参画

要保護児童対策地域協議会（要対協）は、要保護児童等（保護者のない子供又は保護者に監護させる上で支援が必要と考えられる子供。虐待を受けた子供に限らず、非行児童なども含まれる²⁵。）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関がその子供等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携・協力を確保するため、ほとんどの市町村に設置されています。協議会のメンバーは市町村児童福祉担当部局のほか、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、教育委員会、学校、警察、弁護士などで構成され、それぞれの専門性を生かした多面的な協議が行われるのが特徴です。

市町村（虐待対応担当課）や児童相談所が通告を受けた後や一時保護の解除後などに、継続して子供や家庭に関わっていく必要がある場合、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録され、当該家庭や子供の状況や課題について、定期的な会議を通じて関係者で共有されます。

この台帳に登録された幼児児童生徒の在籍する学校関係者は、要保護児童対策地域協議会・個別ケース会議²⁶への参加が求められることがあり、その際、学校関係者は学校での幼児児童生徒の様子などを説明することとなります。この学校関係者からもたらされる子供や保護者にまつわる情報は、その他構成員にとって重要な情報と目されています。

なお、要保護児童対策地域協議会のメンバーには守秘義務が課されている²⁷ことから、協議会において学校が提供した情報や提供した事実について、保護者をはじめ対外的に伝わる心配はありません。

²⁵ 児童福祉法第6条の3、第25条の2

²⁶ 要保護児童対策地域協議会は、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース会議」の三層構造となっており、学校関係者の参画が求められるのは、ほとんどが「個別ケース会議」。この「個別ケース会議」は学校で開催されることもあり、1～3か月に一度開催される。

²⁷ 児童福祉法第25条の5

(2) 進行管理台帳に登録された幼児児童生徒の出欠状況等の情報提供

要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている幼児児童生徒や、児童相談所が必要と認める幼児児童生徒について、市町村や児童相談所からの求めに応じ、**おおむね1か月に1回程度**、対象となる幼児児童生徒の出欠状況や家庭からの連絡の有無、欠席の理由について書面にて情報提供することが必要です²⁸。

ただし、定期的な情報提供の期日より前であっても、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象の幼児児童生徒から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、適宜適切に市町村（虐待対応担当課）等に情報提供又は通告をすることが必要です。

さらに、上記の対象となる幼児児童生徒が学校を欠席する旨やその理由について、保護者等から説明を受けている場合であっても、その**理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合**（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、**速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供することが必要**です。この際、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所からさらなる状況確認を求められることがあります。

このようなことから、校長等管理職は、担任や養護教諭、スクールソーシャルワーカーなどとともに要保護児童の情報を整理・共有しておくことが必要です。

²⁸ 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）。この個人情報の取扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、児童虐待防止法第13条の4の規定に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

【対応編3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり

虐待は、基礎編2. で示したように様々な影響を子供に及ぼします。また、子供によっては、家庭で食事が与えられず、学校の給食で命をつないでいたり、教職員を愛着の対象とし安心して学校生活を送れたことで損なわれた心的発達が回復されたりすることがあります。他方、虐待の影響による様々な問題²⁹を示すことで、教職員から叱られたり、友達から疎まれたりする結果、周囲への不信をさらに強め、問題を悪化させる不幸なケースもあります³⁰。

虐待を受けた子供は大人への不信感や恐怖心を抱いていることや自己肯定感が著しく低いことが多く、教職員は子供の言動の背景をよく理解した上で、学校で安心して過ごせるよう受容的に接し、不安や緊張を和らげたりすることが必要です。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら心のケアを行ったり、自尊感情を育むよう工夫したり、折に触れて声をかけたりするほか、以下の点に配慮しながら、対応していくことが必要です³¹。

- ①安心感・安全感が感じられる、受容的な学校・教室づくりに努める。
- ②感情を思い通りに表現することができないことが多いことから、周囲に許容される方法を身に付けるように支援する。
- ③自分の行為とそれが引き起こした結果との因果関係を認めることができず、結果として周囲に責任を転嫁してしまうことなどがあるため、社会的な行動のスキルを獲得できるように支援する。
- ④子供は「自分は価値のない悪い子だ」という自己イメージ、「大人は自分をいじめるものだ」という他者イメージができあがっていることが多く、これらの間違ったイメージを取り除いていくため、子供を認め、励ましていく。

通告した後、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）その他の関係機関が関与していたとしても、子供や家庭の状況は刻々と変化します。このため、対応編2の1.（3）で記載したとおり、一時保護解除後や在宅で支援を受けている場合は学校においても引き続き幼児児童生徒に不自然な変化がないかを注意深く見ていくことが重要です。

²⁹ 例えば、教職員にどこまでやったら叱られるかを試すために挑発的な言動（リミットテスト）をしてくることもある。

³⁰ 公益財団法人日本学校保健会『子供たちを児童虐待から守るために』より

³¹ 文部科学省「児童虐待防止と学校（研修教材）」より

2. 保護者への対応

(1) チームとしての対応

通告後は、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。しかしながら、一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしていくことがあります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、それぞれに対して異なる態度を示すことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

(2) 保護者からの問い合わせや要求に対して

子供を一時保護した時点で、児童相談所から保護者に対し、子供を一時保護している旨の連絡を入れることとなっていますが、保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です³²。

また、保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、学校や教育委員会等はそれらの情報について組織全体として保護者に伝えないこと、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要です³³。

なお、児童虐待防止法第14条第2項において、虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、親権者であることを理由に免責されるものではないとしており、「親権」を理由に保護者が威圧的、拒絶的な態度をとる場合でも、学校はひるまず子供の命を守り抜く姿勢で毅然とした対応をすることが重要です。通告したことについて、保護者が名誉棄損だと主張してくる場合でも、児童虐待防止法の趣旨に基づく通告はそれが誤りであったとしても、基本的に刑事上、民事上の責任を問われることはないことを踏まえて、毅然とした対応をすることが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報

³² 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改訂版）より

³³ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）より

を共有し、連携して対応することが必要です³⁴。

警察への通報に際しては、事案の概要（威圧的な要求等が予想される理由・経緯等）、当該保護者に関連する通告の内容及び児童相談所等における対応状況等を明確に伝えるようにしてください。また、その後の対応について警察及び児童相談所等と緊密に協議してください。

さらに、学校や教育委員会等設置者に対して保護者が不満を持った結果、**子供を学校に通学（園）させないという事案**も発生しています³⁵。学齢児童生徒であれば、このような場合は**就学義務違反に当たる可能性が高い**ことから、小学校・中学校等の校長は学校教育法施行令第20条に基づき、**市町村の教育委員会に適切に通知するとともに、教育委員会は学校教育法施行令第21条に基づく出席の督促などを適正に行うことが必要**です。

学校や教育委員会が保護者に対応した結果については、要保護児童対策地域協議会において事案の共有がなされ、今後の援助方針の見直し等に活用されることとなります。

（3）守秘義務と個人情報の取扱いについて

公立学校の教職員は、職務上知り得た秘密については、それが個人的な秘密、公的な秘密を問わず、在職中はもちろん、退職後もこれを漏らしてはならないこととなっております（守秘義務）。私立学校についても就業規則などで同様の守秘義務が課されていることが一般的です。

また、繰り返しになりますが、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）において、学校や教育委員会等設置者は、保護者から虐待を認知するに至った端緒や経緯などの情報に関する開示の求めがあった場合、保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携して対応することとされました。このため、**教職員、教育委員会等は、虐待を受けたと思われる幼児児童生徒について通告したことや児童相談所や市町村との連絡内容等を、その保護者に対してであれ漏らしてはいけないこと**となります。

なお、学校において作成または取得した虐待に関する個人の記録は、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令³⁶に基づき適切に取り扱われることとなります。当該記録について、**保護者が本人（子供）に代わって個人情報保護条例等に基づく開示請求**をしてきたとしても、開示することにより子供（本人）の生命又は身体に支障が生ずる

³⁴ 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日 初等中等教育局長等通知）より

³⁵ 「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」（平成31年3月28日 初等中等教育局児童生徒課長等通知）より

³⁶ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

おそれ、子供（本人）の権利利益を侵害するおそれがないかどうか、学校の業務の遂行上支障がないかどうか等を個人情報の保護に関する法令に照らし検討し、該当する場合には所定の手続に則って不開示とすることについて検討する必要があります。必要に応じて弁護士とも相談するようにしてください。

一方、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に虐待に係る通告や相談等を行う場合は、守秘義務違反に当たりません（児童虐待防止法第6条第3項）。また、市町村や児童相談所から幼児児童生徒や保護者に関する情報・資料を求められた場合は、提供することができるかとされています（児童虐待防止法第13条の4）が、これも守秘義務違反や個人情報保護条例等の違反には当たらないと解されます。

さらに、要保護児童対策地域協議会において学校や教育委員会が資料や情報の提供、説明等を行う場合は児童福祉法第25条の3の規定により、守秘義務違反には当たらないと解されます。

ところで、児童虐待防止法第7条において、通告を受けた児童相談所や市町村の職員は、通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとしていることから、**学校や教職員が通告者であることは、基本的に保護者には知られないことになっています。**

ただし、推測によって保護者が「学校が言いつけた」と主張してくることもあり、そのような際は、（2）で示した通り、通告の事実を保護者に伝えないようにすること、「一時保護等は児童相談所の判断であり、学校等が決定したものではないこと」などを明確に伝える必要があります。必要に応じて、教育委員会等設置者や児童相談所、市町村（虐待対応担当課）と対応することも望まれます。

3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ

虐待に至るおそれのある家庭の特徴として、転居を繰り返す家庭があることが、様々な実態調査や事例検証から明らかになっています³⁷。

また、転居をしなくても、現在の学校の対応への不満などから、保護者から区域外就学や域内での就学校の指定変更の申立てがなされる場合も考えられます。この点、教育委員会においては、要保護児童対策地域協議会に台帳登録されている要保護児童の保護者から転校の申し出や相談があった場合、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報を共有することが必要です。その上で、必要に応じて対応を相談することが望まれます。

³⁷ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

児童相談所や市町村（虐待対応担当課）においても、要保護児童やその家庭が転居した場合、児童相談所同士、あるいは市町村（虐待対応担当課）同士で専門的な立場から引継ぎ（ケース移管）がなされ、転居後は転居先の関係機関によって必要な支援がなされることになっています。

しかしながら、実際には、児童相談所等の間での引継ぎが不十分であったことから、家庭との関わりが希薄となり、個々の適切な援助がなされず、虐待が再発して死亡等の重大な事態に至ってしまった事例が少なくありません³⁸。

したがって、要保護児童が転居先・進学先の学校でも安全に安心して学ぶことができるよう、転居や進学の際の学校間の引継ぎも重要となります。転出元・進学元の学校は、指導要録や健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しを確実に引き継ぐとともに、教育的観点から対面、電話連絡などを通じて新しい学校に必要な情報を適切に伝えることが重要です³⁹。

なお、幼稚園においては、転園先が保育所又は認定こども園であっても指導要録、健康診断票、虐待に係る記録の文書の写しなどの送付が必要であること、必要な情報が引き継がれるようにすることが大切です。

学校間の文書⁴⁰の提供について、本人や保護者の同意を得ずに第三者に提供していると保護者が主張する事案も報告されています。しかし、虐待に関する個人情報、虐待を防止し幼児児童生徒の生命、身体等を守るために、転校先・進学先の学校が必要とする情報であり、子供本人の利益となるものであることから、各学校に適用される個人情報の保護に関する法令⁴¹に基づき、本人や保護者の同意を得ずに他の学校に提供できるものと解されます。

引き継がれた学校においても、虐待に関する情報については個々の教員が抱え込まず、必ず校長等の管理職や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に共有するとともに、市町村（虐待対応担当課）や新たに管轄することになる児童相談所と今後の対応方針を検討することが重要です。

³⁸ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」（平成25年8月改正版）より

³⁹ 「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月31日 初等中等教育局長通知）参照

⁴⁰ 電磁的記録も含む

⁴¹ 学校の設置主体に応じて、適用される法令が異なる。具体的には、国立学校は「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、公立学校は各地方公共団体が定める個人情報保護条例、私立学校は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報を取り扱うこととなる。

もしものために ～地域の連絡先等を記載してください～

【通告先：児童相談所】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

→ _____ **児童相談所**
TEL (_____)
※児童相談所 全国共通ダイヤル「189」

- 上記①～③及び子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合には警察にも通報
- 通告について教育委員会等設置者にも連絡

【通告先：市町村（虐待対応担当課）】※上記①～④以外

→ _____ **課（係）**
～市町村虐待対応担当課～
TEL (_____)

- 通告について教育委員会等設置者にも連絡

【通報先：警察】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④この他、子供の生命・身体に対する危険性、緊急性が高いと考えられる場合

→ _____ **警察** _____ **課**
TEL (_____)

- 通報について教育委員会等設置者にも連絡

～参考資料～

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」(平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414499.htm

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 31 年 2 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1410619.htm

「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について」(平成 31 年 3 月 28 日 初等中等教育局長等通知)

URL : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414995.htm

府子本第 189 号
30 文科初第 1616 号
子発 0228 第 2 号
障発 0228 第 2 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社
を所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

記

1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

(1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

(2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることで、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』＞

(4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

（5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

2. ケース対応において留意すべき事項

(1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

(2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

(3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考えられる必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

(1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号
30 文科初第 1618 号
子発 0228 第 3 号
障発 0228 第 3 号
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事
都道府県教育委員会教育長
指 定 都 市 市 長
指定都市教育委員会教育長
中 核 市 市 長
児童相談所設置市市長
附属学校を置く国立大学法人学長
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所管する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
高等専門学校を設置する地方公共団体の長
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局長
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局長
(公印省略)
文部科学省高等教育局長
(公印省略)
厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるので、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手續等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

2 定期的な情報提供の対象とする児童

(1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

(2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

3 定期的な情報提供の頻度・内容

(1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

(2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続

(1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

(2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

6 定期的な情報提供の方法等

(1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

(2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

8 情報提供を受けた市町村等の対応について

(1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

(2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

9 個人情報の保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

府子本382号
30初児生第29号
子保発0328第1号
障発0328第1号
平成31年3月28日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国立大学法人担当課長
附属学校を置く各公立大学法人担当課長
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課長
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課長
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課長
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課長
高等専門学校を設置する各学校法人担当課長
各都道府県教育委員会専修学校担当課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県保育担当課長
各指定都市保育担当課長
各中核市保育担当課長
各都道府県認定こども園主管課長
各都道府県障害児支援担当課長
各指定都市障害児支援担当課長

殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）

（公印省略）

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長

（公印省略）

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

（公印省略）

文部科学省高等教育局専門教育課長

（公印省略）

厚生労働省子ども家庭局保育課長

（公印省略）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

（公印省略）

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の結果について（通知）

平成31年2月14日付け事務連絡「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）」により依頼した標記緊急点検については、年度末の多忙な時期にもかかわらず、御対応を頂き、厚く御礼申し上げます。この度、結果を別添のとおりとりまとめましたので、送付します。

児童虐待への対応のうち、とりわけ、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等については、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所・警察等の関係機関が連携した対応が図られるよう、「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）により取組の徹底をお願いしたところですが、今般の点検においても、児童虐待の恐れがある事案が見られるとともに、学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求された事案が見られました。

については、教育委員会等におかれましては、連名通知の趣旨・内容の十分な理解の下、特に下記事項に御留意の上、教育委員会等における児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、所管の学校等又は域内の市区町村教育委員会等に対し、今般の点検結果を周知していただき、児童虐待防止対策がより一層適切に推進されるよう御指導をお願いします。

なお、実施要領等の詳細については追って御連絡いたしますが、今般の点検の結果、3月8日までの間に面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等については、3月9日以降4月15日までの間の面会の状況等について4月19日までに御報告いただく予定としておりますので申し添えます。

記

1 関係機関との連携強化及び定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

今般の点検の結果、虐待のおそれがあると考えられる事案に関する情報として市町村若しくは児童相談所又は警察に情報共有が行われた件数は12,545件であった。

教育委員会等又は学校等におかれては、情報共有を行った児童生徒等について、引き続き、市町村や児童相談所等の関係機関と連携し、情報共有を図るなど適切に対応すること。不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会できなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めること。

また、学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人と面会できない場合はその情報を、面会できた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有するなど適切に対応することが重要であること。

さらに、学校等にあつては、連名通知に基づき、要保護児童等（要保護児童地域対策協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子供をいう。以下同じ。）に関して、健康診断の実施、スクールカウンセラーによる相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等の機会において、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の各態様に応じ、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること。また、保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠

席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。)には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること(「連名通知」記の1.(4)参照)。

2 要保護児童等に関する情報の取扱い及び保護者からの要求への対応について

今般の点検の結果、学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、教育委員会に対して不当な対応を要求されるケースが44件見られた。

これを踏まえ、学校等及びその設置者においては、保護者から情報元(虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。)に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること(「連名通知」記の1.(2)参照)。

また、学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。また、学校等の設置者においては、同様のケースが予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。さらに、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。(「連名通知」記の1.(3)参照)。

3 児童虐待の通告義務と対応について

今般の調査の結果、一時保護後に保護者から学校が抗議を受けた事例なども見られたが、児童虐待の通告は、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第6条第1項の規定に基づく義務であることから、児童虐待を受けたと思われる児童生徒等を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないこと。また、同条第3項の規定により、守秘義務に関する地方公務員法の規定は、児童虐待の通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこととされているので、その旨周知を図ること。

この際、虐待の事実が必ずしも明らかでなくとも一般の人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じることや、法の趣旨に基づくものであれば、その通告が結果として誤りであったとしても、そのことによって刑事上、民事上の責任を問われることは基本的には想定されないことから、学校等は毅然とした対応を行うことが重要であること。

あわせて、要保護児童等の進学・転学に当たっては、「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」(平成27年7月31日付け文部科学省初等中等教育局長通知)に基づき、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施等による学校等間の適切な連携を進めること。

4 児童虐待防止に係る研修の実施

教職員等が児童虐待の事案に適切に対応するためには、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、児童虐待防止に係る研修の充実が必要である。

このため、「連名通知」記3.(1)記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

【本件担当】

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電 話：03 (5253) 4111 (内線3208、3299)

F A X：03 (6734) 3735

E-MA I L：s-sidou@mext. go. jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話：03 (5253) 4111 (内線3347)

F A X：03 (6734) 3389

E-MA I L：senmon@mext. go. jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話：03 (5253) 4111 (内線2939)

F A X：03 (6734) 3281

E-MA I L：syosensy@mext. go. jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話：03 (5253) 1111 (内線4853、4854、4839)

F A X：03 (3595) 2674

E-MA I L：hoikuka@mhlw. go. jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

電 話：03 (5253) 2111 (内線38446)

F A X：03 (3581) 2521

E-MA I L：kodomokosodateikai@cao. go. jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話：03 (5253) 1111 (内線3037)

F A X：03 (3591) 8914

E-MA I L：shougaijishien@mhlw. go. jp

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における
緊急点検結果
【概要】

平成31年3月28日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

緊急点検の経緯

<「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) (抜粋) >

1 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

○ 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

緊急点検の概要

1. 学校等における緊急点検

対象施設 国公立の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、高等専修学校等

対象児童生徒等 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

緊急点検の方法 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施
・学校の教職員による面会 ・教育委員会職員による面会 ・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の情報共有の有無等

2. 教育委員会における緊急点検

対象機関 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

対象事案 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

報告事項 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

<集計> 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

点検結果の概要

1. 学校等における緊急点検結果

2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等を対象に緊急点検を実施

	市町村、児童相談所又は警察に情報共有した	市町村、児童相談所又は警察に情報共有しなかった	計
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができた	2,656 (1.4%)	164,500 (87.8%)	167,156 (89.2%)
学校等の教職員や教育委員会の職員等により面会ができなかった	9,889 (5.3%)	10,417 (5.6%)	20,306 (10.8%)
計	12,545 (6.7%)	174,917 (93.3%)	187,462 (100%)

虐待の恐れがある児童生徒等の情報を速やかに関係機関に共有

学校等の欠席を端緒として得られた虐待のリスク情報を関係機関が共有し必要な支援等を実施

2. 教育委員会における緊急点検結果

- ①学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）：44件
- ②①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数：44件（100%）

保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果【概要】

点検を踏まえた対応

＜面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について＞

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

点検を踏まえた対応

<緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるよう依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会でできなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会でできない場合はその情報を、また面会でできた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。
- (*)不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会で、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後、**複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応**が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づき義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、**毅然とした対応が重要である**点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をより的確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた**児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進**する。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における
緊急点検結果

平成31年3月28日
内閣府・文部科学省・厚生労働省

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

緊急点検の経緯・目的

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、「児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等」として「全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること」とされたことを受け、千葉県野田市において発生した小学4年生死亡事案のような虐待が疑われるケースについて緊急に点検し、教育委員会・学校等、市町村、児童相談所及び警察等の関係機関が連携して情報共有を図り、組織的に対応することを目的として、本緊急点検を実施した。

緊急点検の概要

1. 学校等における緊急点検

対象施設 国公立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制課程を除く）、中等教育学校（通信制課程を除く）、特別支援学校、高等専門学校（第1～3学年）、専修学校の高等課程（通信制課程を除く）
・保育所、地域型保育事業の事業所
・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
・障害児通所支援事業所（児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を実施している事業所（共生型事業所、基準該当事業所を含む））

対象児童生徒等 平成31年2月14日時点において、2月1日以降一度も登校していない児童生徒等

緊急点検の方法 3月8日（金）までの間に以下のいずれかの方法により緊急点検を実施

・学校の教職員による面会
・教育委員会職員による面会
・その他関係機関による面会

報告事項 面会の有無、市町村・児童相談所・警察に対する面会結果の有無、面会の方法、面会でできず情報共有しなかった場合その理由

2. 教育委員会における緊急点検

対象機関 都道府県教育委員会、市町村教育委員会

対象事案 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）

報告事項 対象事案の有無、対応結果、市町村・児童相談所・警察に対する対象事案に係る情報共有の有無

<集計> 上記緊急点検の結果について、3月14日までに国に対して報告。

※学校・教育委員会に対し、千葉県野田市の事案に類似するような重大な事案を認知した場合、期限を待たずに文部科学省に連絡するよう依頼したが、そのような重大事案の報告はなかった。

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

緊急点検の結果

1. 学校等における緊急点検

① 2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等 : 187,462人



長期間にわたる欠席を虐待のリスク要因の一つと捉え緊急点検を実施

(1) 学校

幼稚園	小学校		中学校		高等学校		義務教育学校		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
821	(0.4%)	17,292	(9.2%)	47,968	(25.6%)	111,046	(59.2%)	206	(0.1%)
中等教育学校	特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計		
	465	(0.2%)	2,069	(1.1%)	374	(0.2%)	528	(0.3%)	180,769

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所	家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業		計		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
3,996	(2.1%)	18	(0.0%)	237	(0.1%)	26	(0.0%)	0	(0.0%)	4,277	(2.3%)

(3) 認定こども園

幼保連携型	幼稚園型		保育所型		地方裁量型		計		
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	
694	(0.4%)	87	(0.0%)	113	(0.1%)	4	(0.0%)	898	(0.5%)

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援	医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援		計		
	数	割合	数	割合	数	割合	
1,424	(0.8%)	89	(0.0%)	5	(0.0%)	1,518	(0.8%)

※割合は2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等の数(187,462人)に対する割合

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

③-1 面会でできなかったもののうち、市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数 : 9,889人 (5.3%)

※2月14日時点で2月1日以降一度も登校していない児童生徒等に対する割合

↑
面会でできなかったもののうち受験・就職活動、不登校など虐待の恐れがないもの以外を速やかに情報共有し、関係機関により必要な支援等を実施

(1) 学校

幼稚園	小学校		中学校		高等学校		義務教育学校			
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない		
共有した	126 (42.7%)	169 (57.3%)	1,974 (81.1%)	460 (18.9%)	5,145 (72.5%)	1,953 (27.5%)	952 (13.1%)	6,333 (86.9%)	30 (68.2%)	14 (31.8%)
中等教育学校	特別支援学校		高等専門学校		専修学校(高等課程)		計			
共有した	47 (20.3%)	47 (79.7%)	245 (50.9%)	236 (49.1%)	3 (1.8%)	161 (98.2%)	5 (5.2%)	91 (94.8%)	8,492 (47.3%)	9,464 (52.7%)

(2) 保育所及び地域型保育事業の事業所

保育所	家庭的保育事業		小規模保育事業		事業所内保育事業		居宅訪問型保育事業					
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない				
共有した	1,012 (59.7%)	683 (40.3%)	7 (100.0%)	0 (0.0%)	58 (55.8%)	46 (44.2%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)	0	0		
		計		計		計		計		計		
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)										

(3) 認定こども園

幼保連携型	幼稚園型		保育所型		地方裁量型							
	共有した	していない	共有した	していない	共有した	していない						
共有した	127 (70.9%)	52 (29.1%)	11 (36.7%)	19 (63.3%)	21 (63.6%)	12 (36.4%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	162 (66.1%)	83 (33.9%)		
		計		計		計		計		計		
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)										

(4) 障害児通所支援事業所

児童発達支援	医療型児童発達支援		居宅訪問型児童発達支援							
	共有した	していない	共有した	していない						
共有した	140 (52.8%)	125 (47.2%)	13 (52.0%)	12 (48.0%)	3 (100.0%)	0 (0.0%)	156 (53.2%)	137 (46.8%)		
		計		計		計		計		
共有した	1,079 (59.5%)	733 (40.5%)								

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

1. 学校等における緊急点検

③-2 面会できなかったものうち、情報共有を行わなかったものの理由

理由	人数	割合
受験・就職活動等 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	3,528	33.9%
不登校 (定期的な家庭訪問や本人への電話連絡などにより、虐待の恐れがないと判断したもの)	3,312	31.8%
病気療養 (診断書の確認や医師からの情報提供などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	833	8.0%
家族の一時帰国・海外渡航等への同行 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	781	7.5%
留学・海外遠征・校外学習等 (留学等の諸手続きの状況を把握しているほか、対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	627	6.0%
保護者の出産・病気等による実家への帰省等 (対象児童生徒等への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	352	3.4%
休学 (対象児童生徒等の休学前の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	350	3.4%
転学・退学予定 (対象児童生徒等の平素の状況や、本人への電話連絡などにより、虐待のおそれがないと判断したもの)	283	2.7%
その他	351	3.4%
計	10,417	100%

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

2. 教育委員会における緊急点検結果

- ① 学校・教育委員会からの児童虐待に係る通告等により要保護児童としての取扱いを受けた児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な対応を要求されたもの（平成30年度中の事案）： 44件

<具体的な事例>

- 児童相談所に一時保護された子供の保護者から、教育委員会に対して、保護を解除するよう高圧的な口調で迫られたため、複数の職員で対応すること等の方針を担当課内で共有し、対応した。
 - 新たに転校してきた子供が一時保護され、学校が転校前の学校と情報を交換したところ、保護者から個人情報情報の漏えいであり、守秘義務違反に当たるなど抗議があったものについて、学校・教育委員会・市町村・児童相談所が連携して対応した。
 - 虐待の疑いで一時保護となった子供について、保護者から、なぜ虐待通告をしたのか、子供を登校させないとの抗議があり、子供が学校を欠席するようになった。学校・教育委員会に対して、転校を要求したり、罵声を浴びせたりするなどの行為があったが、毅然とした対応の結果、子供の登校が再開した。
 - 児童相談所に一時保護された子供について、保護者が虐待通告に立腹し、学校・教育委員会に対し電話での長時間の問合せや面会時の激しい言葉での罵倒があり、警察・市町村・児童相談所と連携して対応した。
- ② ①のうち、虐待の恐れがあるとして市町村、児童相談所又は警察に情報共有した数： 44件（100%）



保護者等から不当な要求があったものについて関係機関が連携して対応を実施

虐待が疑われるケースに係る学校・教育委員会等における緊急点検結果

点検を踏まえた対応

<面会ができず情報共有を行わなかったもの（10,417人）について>

- 3月8日時点で面会ができておらず市町村、児童相談所又は警察に情報共有を行わなかった児童生徒等（10,417人）については、4月15日時点の面会の状況等について4月19日までに国に対して報告。

点検を踏まえた対応

<緊急点検を踏まえた対応>

- 虐待の恐れがあるとして学校等から市町村、児童相談所又は警察に情報共有した案件については、引き続き関係機関が連携して対応に当たるよう依頼し、必要に応じて教育委員会等を支援する。また、不登校や病気等のため学校等を長期間欠席しており、面会でできなかった子供については、引き続き学校等において定期的に家庭訪問を行うなど、子供の状況の把握に努めるよう求める。
- 学校等の長期間にわたる欠席が虐待のリスク情報として重要であることが改めて明らかになったところであり、今後、児童生徒等本人に面会でできない場合はその情報を、また面会でできた場合はその際の児童生徒等の様子等を確認し、必要に応じて関係機関に情報共有して対応することが重要である点を周知する。
- 特に、要保護児童等については、学校等から市町村又は児童相談所に対して定期的に情報共有を行うとともに、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合(*)は速やかに市町村又は児童相談所に情報を共有する新たなルールを設定（2月28日付け通知）したところであり、その周知徹底を図る。
- (*)不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会で、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。
- 保護者等からの威圧的な要求に対しては、教育委員会において複数の職員で連携し、警察に連絡するなどして毅然と対応した事例などが見られたところである。今後とも複数の教職員等で対応するとともに、学校等の設置者による組織的な対応、市町村、児童相談所、警察等の関係機関及び弁護士等の専門家と連携した対応が重要である点を周知する。
- また、一時保護後に保護者から抗議を受けた事例なども見られるが、児童虐待の通告は児童虐待の防止等に関する法律に基づき義務であり、同法において公務員の秘密漏えいに当たらないことが規定されているとともに、仮に結果的に間違いであったとしても民事上も免責されると考えられるものであり、毅然とした対応が重要である点を周知する。
- 上記の点を含め、学校等における児童虐待対応をより的確に行うことができるよう、今回の報告結果を踏まえた児童虐待対応マニュアルを作成するとともに、教職員の研修を推進する。

都道府県別の状況

参考資料

	対象児童生徒等	面会でできたもの		面会でできなかったもの		対象児童生徒等	面会でできたもの		面会でできなかったもの	
		うち、情報共有したもの	の	うち、情報共有したもの	の		うち、情報共有したもの	の	うち、情報共有したもの	の
北海道	17,644	17,320	96	324	149	滋賀県	2,284	2,092	64	192
青森県	718	681	7	37	25	京都府	2,483	2,025	85	458
岩手県	522	406	16	116	79	大阪府	16,340	14,736	435	1,604
宮城県	1,872	1,524	39	348	207	兵庫県	8,334	7,671	125	663
秋田県	536	428	5	108	78	奈良県	2,380	2,141	29	239
山形県	664	578	6	86	32	和歌山県	853	743	23	110
福島県	1,073	928	36	145	90	鳥取県	1,169	1,053	15	116
茨城県	4,312	3,648	47	664	122	島根県	597	517	11	80
栃木県	2,089	1,856	42	233	212	岡山県	2,608	2,341	73	267
群馬県	3,427	3,183	62	244	130	広島県	2,428	2,048	56	380
埼玉県	5,052	4,002	122	1,050	605	山口県	918	830	26	88
千葉県	34,363	33,105	106	1,258	406	徳島県	529	449	12	80
東京都	15,782	11,446	66	4,336	1,571	香川県	3,436	3,345	33	91
神奈川県	17,450	15,385	304	2,065	1,401	愛媛県	1,468	1,340	16	128
新潟県	2,245	1,989	16	256	121	高知県	872	795	17	77
富山県	615	514	9	101	96	福岡県	5,016	4,440	97	576
石川県	841	751	21	90	73	佐賀県	968	936	13	32
福井県	1,553	1,447	14	106	26	長崎県	719	671	12	48
山梨県	553	459	15	94	70	熊本県	2,110	1,897	27	213
長野県	1,396	1,190	41	206	166	大分県	859	770	5	89
岐阜県	1,636	1,409	5	227	199	宮崎県	716	591	21	125
静岡県	3,811	3,290	54	521	248	鹿児島県	1,184	1,088	16	96
愛知県	5,643	4,163	165	1,480	691	沖縄県	1,317	1,084	79	233
三重県	4,077	3,851	72	226	137	計	187,462	167,156	2,656	20,306
										9,889